

別 表

第2 助成金の内容等

種 類	対 象 経 費	対象とする団体	助 成 金 額
みどりの少年団 助成金事業	みどりの少年団の結成を促進し、活発な活動を展開するために要する経費であって、苗木、樹木、作業器具、資材などの購入代、傷害保険料、交通費、借損料、指導者謝金等とする。	<p>助成の対象とする団の結成及び活動は、次に定めるものとする。</p> <p>1 団の結成 長野県が定めた「みどりの少年団指導要領」（以下「指導要領」という。）に基づいて結成した団であること。</p> <p>2 団の活動 指導要領第3の2に定められた活動であること。</p>	<p>新規結成の団 200千円 結成（2～4年目） 100千円 結成（5年目以降） 30千円</p> <p>※学校の統合により団を再編した初年度は、結成2年目とする。</p>
みどりの少年団 地区交流集会助成金事業	地区みどりの少年団が一堂に会し、緑豊かな自然の中で、自然のすばらしさ、森林、林業の重要性等の学習活動と団員相互の交流を深め、健康で明るい社会人の育成に資するために要する経費であって、上記に準ずる。	地区みどりの少年団交流集会を実施する地区協議会。	<p>地区交流集会助成金額＝「団数割」＋「参加人数割」</p> <p>「団数割」 ＝550千円×各地区団数／県全体団数</p> <p>「参加人数割」 ＝450千円×各地区前年度参加人数／県全体前年度参加人数</p> <p>※ 1 「参加人数」＝参加団員数＋引率者数</p>